

東京都エイズ等対策指針

8 保医感防第 2 0 号
令和 8 年 4 月 1 日策定

第 1 HIV／エイズ及び性感染症をとりまく状況

1 HIV/エイズ

後天性免疫不全症候群（以下「エイズ」という。）は、ヒト免疫不全ウイルス（Human Immunodeficiency Virus。以下「H I V」という。）の感染により免疫不全が生じ、日和見感染症や悪性腫瘍等が合併した状態をいう。H I Vは血液、精液、膣分泌液、母乳等に存在する。H I Vの主要な感染経路は性器、口腔等による性的な接触（以下「性的接触」という。）による感染であり、性的接触を行う全ての人に感染する可能性がある。また、その他の感染経路として、H I Vが混入した血液を介した感染、母子感染等があるが、現在では輸血用血液の安全性向上対策や母子感染対策の普及により非常にまれとなっている。そのため、通常、H I Vは日常生活において性的接触以外で他者に感染することは非常にまれであることから、最新の正しい知識とそれに基づく一人一人の注意深い行動により、予防することが可能である。

東京都（以下、「都」という。）の HIV 感染者（HIV に感染している状態であってエイズを発症している者を含む。以下、「感染者」という。）の新規報告数は、全国の約 3 割を占め、2008 年をピークとして、減少傾向にある。しかし、新規報告数のうちエイズを発症した状態で HIV の感染が判明したエイズ患者の割合は近年増加しており、全国では約 3 割、都は 2 割を超える。感染予防に加え、HIV の感染に気付かない潜在感染者も含めた早期発見・早期治療が一層重要になっている。

なお、日本の新規感染者は、男性間で性的接触を行う者（Men who have sex with men。以下「MSM」という。）が感染者の大半を占めることから、特に重点的な配慮が必要である。

H I V感染症は、日常生活において性行為以外で他者に感染することは非常にまれであることから、最新の正しい知識とそれに基づく一人一人の注意深い行動により、予防することが可能である。

さらに、治療によりウイルス量が一定基準未満に抑え続けられていれば、性行為により他者に感染することはない（Undetectable = Untransmittable。

以下「U=U」という。)。これは一人一人が自己の感染状態を知り、早期に医療機関にかかり適切な治療を継続することで新規感染を抑えられることを意味する。したがって早期診断及び早期治療につながる検査、U=Uの考え方を踏まえた適切な治療等の複合的な対策により、感染予防及び感染拡大の抑制を図ることが重要である。

加えて、HIV の感染予防に有用な手段の一つである曝露前予防（Pre-exposure prophylaxis。以下「P r E P」という。）の適応となる対象薬が国内でも薬事承認されたことを受け、その適切な使用等に関して情報提供を行う必要がある。

また、抗H I V療法の進歩により感染者の予後は改善しており、健常者と同等の生活を送ることが可能となっている。しかしながら、社会の HIV への理解は十分とは言えず、現在でも感染者への偏見・差別が存在する。医療や福祉サービスもその例外ではなく、感染者が高齢化し、療養期間が長期化する中、感染者の療養環境の整備が求められている。感染者の基本的人権として、医療や福祉の現場においては、偏見・差別なく適切かつ必要な医療・福祉サービスを受けることが確保されなければならない。都及び保健所を設置する市及び特別区（以下、「保健所等」という。）は、感染者が医療・福祉のみならず就学・就労に際し不利益を被ることがないように、医療機関、介護福祉施設、教育現場及び職場における偏見・差別の発生を未然に防止するための十分な教育・啓発を行うことが必要である。

2 梅毒をはじめとする性感染症

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下、「感染症法」という。）において、特に総合的に予防のための施策を推進する必要がある感染症とされる性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、梅毒及び淋菌感染は、性的接触のある全ての人々における大きな健康問題として感染予防、早期発見・早期治療に向けた対策を講じる必要がある。このほかにも性的接触を介して感染することがある感染症は、エムポックス、B 型肝炎など多数あることに留意する必要がある。

殊に梅毒は、近年、全国的に新規感染報告数が増加し、都では調査開始以来、2024 年まで 4 年連続で過去最多を記録した。年齢階級別においては、男性は 20 代から 50 代までの幅広い層を中心に報告されているが、女性は 20 代に多く報告されている。性風俗産業に従事する女性及び利用歴がある

男性における報告数が一定数存在する一方、個人間の接触等による多様な機会を通じた感染拡大の可能性も指摘されている。

加えて、性感染症のり患が HIV 感染リスクを高めることや、感染経路、発生の予防方法、まん延の防止対策等において関連が深いことなどから、性感染症対策と HIV/エイズ対策との連携を図っていくことが必要である。

第2 基本的な考え方

本対策指針は、東京都感染症予防計画に定める HIV/エイズ及び性感染症対策を具体化するものとして、「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針（令和7年厚生労働省告示第294号）」及び「性感染症に関する特定感染症予防指針（令和7年厚生労働省告示第295号）」に基づき、東京の実情を踏まえた施策の目標とその達成に向けた方策を明らかにするものである。

なお、HIV/エイズ対策は、国連合同エイズ計画（Joint United Nations Programme on HIV/AIDS。以下「UNAIDS」という。）が掲げるビジョン「偏見・差別、新規感染者、エイズ関連死をなくす」を念頭に、具体的な目標を設定するとともに、保健・医療だけでなく、教育、労働、福祉などの関係機関や区市町村、NPO等と十分連携を図り、目標達成に向けた施策を推進していく。

1 目標

本対策指針は、次の4つを目標とする。

【目標1 HIV感染症及びエイズに対する理解の促進】

都及び保健所等は、多くの感染者が日常生活を営む中で、感染者の基本的人権の確保や、HIV/エイズの最新の正しい知識を都民へ普及し理解を促進することにより、感染者の社会参加を促進し、学校や職場、地域などにおいて偏見・差別のない社会を実現する。

【目標2 HIVの感染拡大の防止】

都及び保健所等は、感染経路を同じくする性感染症施策と連携したHIVの感染拡大防止の取組を進め、新規感染の減少、エイズの発症の抑制を図る。

都及び保健所等は、MSM等の対象層の特性に応じて効果的な手段を用いた普及啓発等により、自らの健康の問題として意識し行動を変えていく

こと（以下、「行動変容」という。）を促すとともに、HIV の早期診断、早期治療に適切につながるよう、都民の利便性に配慮した検査・相談体制の整備を図っていく。

加えて都は、2030 年までのH I V流行終息に向けたU N A I D S の国際的な目標を受けて、第一に感染者が検査により感染を自覚し、第二に定期的に治療を受け、第三に他者に感染しない状態にまでウイルス量を低下させるという一連のプロセス（以下、「ケアカスケード」という。）において、いずれも 95%以上を達成するという目標「以下「95-95-95 目標」という。）の達成を目指す。

【目標 3 H I V感染者の支援】

都及び保健所等は、感染者の社会生活を支えるために、適切かつ必要な医療・福祉サービスが円滑に受けられるよう、総合的な医療体制の確保や医療・介護従事者に対する HIV・エイズの理解促進等に取り組み、感染者が地域で安心して生活できる環境づくりを促進する。

【目標 4 性感染症の感染拡大防止】

都及び保健所等は、HIV の感染拡大防止の施策と連携し、予防啓発や検査・相談体制の充実を図るとともに、性感染症の症状を踏まえ、一般医療機関での感染者の早期診断、早期治療を促進するための医療の質の向上を図る。

2 構成

本対策指針は上記 4 つの目標に加え「目標を実現するための基盤づくり」を合わせた 5 つの柱と、それぞれの柱を支える 11 の「目標達成に向けた施策」とで構成する。

第 3 目標達成に向けた施策

4 つの目標と「目標達成のための基盤づくり」のため、以下の施策を実施する。

【目標 1 H I V感染症及びエイズに対する理解の促進】

1 感染者の基本的人権の確保

都及び保健所等は、医療機関・社会福祉施設等のもとより、教育の場や職場でH I V／エイズを正しく理解し、感染者への偏見・差別を解消するた

め、人権尊重の視点に立った啓発を進める。

2 HIV感染症に関する最新の正しい知識の普及

- (1) 都及び保健所等は、HIVは治療によりウイルス量が一定基準未満に抑え続けられていれば、性行為により他者に感染することはない（U=U）ことなど、HIV及びエイズに関する最新の正しい知識を、キャンペーン月間等の機会を利用し、都民に広く啓発する。
- (2) 都及び保健所等は、普及啓発にあたっては、リーフレットのほかインターネットやSNS等を積極的に活用するとともに、行動経済学の手法を取り入れた戦略的な広報により、都民の行動変容を促す。

3 学校・地域・職域等での啓発

- (1) 社会における感染者への偏見・差別の発生を未然に防止するためには、教育現場や地域でのHIV/エイズに関する理解促進が重要であることから、都及び保健所等は、学校や青少年教育施設等と連携した普及啓発活動を行う。
- (2) 都は、感染者が就労に際し不利益な扱いを受けることなく社会参加を促進できるよう、経済団体等と連携して、企業の人事・健康管理担当者等を対象に情報発信するなど、職域に向けた啓発に取り組む。

【目標2 HIVの感染拡大の防止】

1 対象層の特性に応じた予防啓発

- (1) 都及び保健所等は、感染者の大半を占めるMSMを含む個別施策層への取組みを強化するため、NPO等と連携したコミュニティへのアプローチなど、効果的な啓発を図っていく。
- (2) 都及び保健所等は、梅毒等の性感染症の施策と連携させ、若年層向けのイベントや繁華街、青少年教育施設へのアウトリーチによる啓発活動を実施する。
- (3) 都は、外国人への啓発として、Webサイト等各種啓発媒体の多言語化や外国語新聞・雑誌への広報を行う。

2 早期発見・早期治療に向けた検査・相談体制の整備

- (1) HIVに加え梅毒等の性感染症の感染を早期に把握できるよう、都及び保健所等は、郵送検査の活用や検査予約等へのアクセス改善など、都民の

利便性に配慮した検査体制を確保する。同時に、検査受検の機会を活用して性感染症予防の啓発を行うとともに、必要な医療に確実につながられるよう相談体制を整備する。

- (2) 2030年までのHIV流行終息に向けたUNAIDSの国際的な目標を受けて、都はケアカスケードの95-95-95目標の将来的な達成を目指す。そのため、都におけるケアカスケードの95-95-95目標に対する達成度合いを経年的に把握し検証する。

【目標3 HIV感染者の支援】

1 医療の質の向上及び総合的な医療体制の確保

- (1) 都は、エイズに関する専門的な医療を提供するエイズ診療協力病院の機能を充実するため、連携協議会を通じて相互の連携を推進するとともに、医療従事者への研修等を実施する。
- (2) 都及び保健所等は、HIV感染者の合併症や併発症、療養の長期化、高齢化に伴う他の疾病の発生を踏まえ、歯科治療や透析医療等、他科の診療に加え、地域の一般診療との連携を強化する。さらに、曝露事象発生時の予防薬服用体制についても整備を図り、総合的な医療提供体制を構築する。

2 HIV感染者の地域生活の支援

- (1) 医療及び福祉の現場においては、HIVに感染しているという理由だけで診療、サービス提供を拒否することなどがあってはならず、適切かつ必要な医療・福祉サービスを受けることが確保されるよう、都及び保健所等は、医療・介護従事者に対して最新の正しい知識や制度等への理解促進を図り、医療機関や介護施設等での受入れを促進する。
- (2) 長期療養・在宅療養の支援体制を整えるため、都及び保健所等は、エイズ診療協力病院と地域の医療機関、介護サービス事業所等との相互の連携を図る。
- (3) 都は、感染者の不安や悩みを軽減するため、エイズ専門相談員の派遣や電話相談、療養生活の支援を目的としたパンフレットの作成等、心理的・社会的なサポートを行う体制を確保する。

【目標4 梅毒等性感染症の感染拡大防止】

1 感染拡大防止と性感染症の医療の質の向上

- (1) 都及び保健所等は、コンドームの使用、検査や医療の積極的な受診によ

る早期発見及び早期治療が性感染症の予防及びまん延の防止に有効であるといった情報、性感染症の発生動向に関する情報等を提供していくとともに、検査や医療を受けやすい環境づくりを進めていく。一般的な普及啓発の実施に加え、様々な層に適した行動変容を促すための効果的な普及啓発を実施していく。都及び保健所等は相談や指導の充実を図り、インターネットやSNS等を活用し、対象者の実情や状況に応じてよりきめ細かい普及啓発を実現していく。保健所等は、学校、青少年教育施設及び保護者と十分に連携し、学校、地域及び家庭における教育と連動した普及啓発を行う。

- (2) 都及び保健所等は、特に若年層等が性感染症に関して受診しやすい環境をつくる。検査や治療についてわかりやすい資料等を作成し、NPO等の協力により普及する。また、様々な診療科を横断して梅毒等感染者の早期診断、早期治療につなげられるよう、地域の一般医療従事者向けに講習会を開催するなど医療アクセスの向上を図る。

【目標を実現させるための基盤づくり】

1 基礎的情報の収集・解析等

都は、発生動向調査や厚生労働科学研究等の分析を通じて、最新の発生動向や対象層の実態把握に努める。また、検査相談や受療の機会を活用し、人権や個人情報に十分配慮しながら、当事者の理解と協力を得た上で、施策の対象者及びHIV陽性者の実情やニーズ等の把握に努める。

2 国内外の取組事例の調査研究

都は、東京iCDCやアジアの各都市の関係機関と連携し、海外のHIV／エイズの発生状況や動向を継続的に把握・分析し、その知見を都のHIV／エイズ対策の充実に活かす。また、国内での各種学会発表や、PREPの適切な利用等、国内外の取組事例の調査・研究に取り組む。

3 多様な主体との協働

都は、NPO等民間団体の自主的な取組を前提にその活動を支援し、適切な役割分担のもと連携・協力の強化を図る。

国や区市町村との連携を深めるとともに、医師会・歯科医師会等の医療関係機関、教育機関や企業等、多様な関係機関と協働したHIV/エイズ及び性感染症対策を推進する。

第4 対策の推進体制

本対策方針に基づいてエイズ及び性感染症対策を全庁で総合的に推進するため、都は関係局で構成する「東京都エイズ対策推進会議」で調整を行う。また、学識経験者からなる「東京都エイズ専門家会議」と十分に連携し進めていく。

附 則

東京都エイズ対策基本方針（平成4年7月3日付4衛福結第203号）及びエイズ対策の新たな展開（平成21年5月20日付21福保健感第140号）は、廃止する。